

第3回臨時会

(会期：令和5年8月21日)

議決した案件

議案の内訳

●予算案… 1件 (●全会一致可決… 1件)

〈議案第124号〉
**令和5年度東広島市一般会計
補正予算(第4号)を可決しました**

西条駅前土地区画整理事業の訴訟で判決が確定した賠償金の支払いに要する経費として、総額に4億5000万円を追加し、補正後の総額を966億1576万5千円とする令和5年度東広島市一般会計補正予算(第4号)を可決しました。

◎訴訟の概要

西条駅前土地区画整理事業の施行に伴い、平成13年から相手方に対し建物移転に関する交渉を行ってきましたが、合意に達することができなかったため、平成16年に建物等の移転を施行者(市)が自ら行う直接施行を実施しました。

これに対し、平成17年に相手方から、直接施行により財産権等が侵害されたとして、損害賠償請求の訴えが提起されました。

令和5年8月、市側に「土地区画整理法」や「建築基準法」についての違法性があると認める判決が確定し、賠償金等約4億5000万円の支払いが命じられました。

委員会での主な質疑

Q 判決を受け、今後の都市開発において留意すべき点は何か。

A 法令手続を怠ったため違法であるとの判断であったことから、法令等の条項の確認はもちろんだと、地権者の方々とのコミュニケーションを文書によるやり取りも含めしっかりと行いながら、事業を進めていきたい。

Q 賠償金には建物の解体や移転の費用が含まれているのか。

A 見積金額がベースとなるが、建物を解体し、新たに建築する費用を含むものと考えられる。

議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、右のQRコードからご覧いただけます。

